

「社債等に関する業務規程」等の一部改正について

1 改正の趣旨

一般債振替制度及び短期社債振替制度において、社債等に係る償還金の支払遅延が発生した場合等の取扱い等の明確化を図るため、また、一般債振替制度において、制度利用者の利便性向上を図るため、別紙のとおり「社債等に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 一般債振替制度及び短期社債振替制度における業務の取扱い等の明確化を図るための改正について

社債等に関する重要な事実が発生した場合の支払代理人や当社における業務の取扱い等の明確化を図るため、所要の改正を行う。（規程第 67 条、第 69 条、規則第 28 条、第 30 条関係）

- (2) 一般債振替制度における制度利用者の利便性向上を図るための改正について

払込日及び払込日翌日における「課税分口座」から「源泉徴収不適用分等口座」への振替を可能とするため、所要の改正を行う。（規則第 1 条、第 27 条の 23、別表 2 関係）

3 施行日

平成 21 年 5 月 25 日から施行する。

以 上